

神鋼メタルプロダクツ株式会社

一般事業主行動計画

社員が働きやすい就業環境の整備を行うことによって、すべての社員が仕事と生活の調和を図りつつ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動企画を策定する。

1. 計画期間

2018年4月1日 ～ 2021年3月31日 までの3年間

2. 内容

目標1. 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後等の法的な諸制度、社内制度を従業員に周知し、制度の利用促進を図る。

【対策】

- 2018年4月 ～ 管理・監督職を対象とした社内研修を実施し、制度の周知を図るとともに、職場における理解と支援を要請する。
- 2018年9月 ～ 育児休業等が取得し易い職場環境となるよう、一般職を対象とした社内研修を実施する。
- 2019年4月 ～ 育児休業等の取得権利が生じる社員に対して、個別説明を行い、制度の利用促進を図る。

目標2. 仕事の見直し、効率化等による所定外労働時間の削減

【対策】

- 2018年4月 ～ 所定外労働時間の多い社員との面談等により、原因の把握・分析を行い、削減に向けての対策を立案する。
- 2019年4月 ～ 立案した対策を実行し、所定外労働時間の削減、均等化を図る

目標3. 年次有給休暇の取得促進に取り組み、平均取得率15日以上を達成する。

【対策】

- 2018年4月 ～ 1年間で最低でも6日の有給休暇取得を義務付ける「ミニマム6」活動を展開する。
- 2018年4月 ～ 有給休暇取得推奨日を年間4日設定する。
- 2019年4月 ～ 有給休暇取得実績を踏まえ、さらなる施策を検討、実施する。